

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後13時30分から午後4時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)  
議案第5号 農地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

### 5. 農地利用最適化推進委員 13名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 増田一幸委員、2番 大越君雄委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号63号については、農業委員会等に
	関する法律第24条の規定による議事参与の制限に該当する案件で
ありますので、審議、裁決に際しましては、「金子重弥委員」の退	
席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当	
委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説
	明いたします。受付番号60号では、譲渡人は高齢で耕作ができ
	ないとのことです。譲受人は、市内の認定農家にもなっており、
	今後も規模を拡大して耕作を行っていききたいことから、今回、所
	有権の贈与を行うものです。61号、68号、69号及び75号
	は、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、現
	在、市内の認定農家となっています。耕作面積も大きく、今後も
	規模を拡大して耕作を行っていききたいことから、今回、所有権の
	売買として申請するものです。62号では、申請農地の北側は、
	譲受人の子が、住宅を建築する予定地となっているとのことです。
	今後は、譲受人や子供の家族が耕作するのにとても利便性が良く
	譲渡人の了解も得られたことから、今回、所有権の売買として申
	請するものです。63号では、譲受人の父は、認定農家で一緒に
暮らしています。申請農地は、譲受人の住所や現在耕作している	
農地からも近く、利便性もよいことから、今回、所有権の売買を	

行うものです。64号及び65号では、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は認定農家となっています。申請農地は、譲受人の住宅のすぐ西に位置し、現在耕作している農地に隣接していることから、とても利便性が良く、今後、耕作を行うことから、今回、所有権の売買として申請するものです。66号では、譲受人は認定農家となっています。申請農地は、すでに譲受人が借り請けている場所で、譲渡人は高齢で耕作が難しいとのこと。今後も譲渡人が、耕作を行っていくことから、今回、所有権の売買として申請をするものです。67号では、申請農地は、譲受人が現在耕作している農地に隣接しており、今後耕作するのにとても利便性が良く、譲渡人の了解も得られたことから、今回、所有権の売買として申請するものです。70号では、申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に隣接又は挟まれた場所に位置し、今後耕作するのにとても利便性が良く、譲渡人の了解も得られたことから、今回、所有権の売買として申請するものです。71号では、譲受人は、20歳代で、今後も農地を拡大して、耕作する意欲のある方となっています。、譲渡人は高齢で耕作が困難であり、また、申請農地は、譲受人が現在耕作している場所から近いことで、利便性が良く、譲渡人の了解も得られたことから、今回、所有権の贈与として申請するものです。72号では、申請農地は、昨年12月の定例会でご報告いたしました案件で、農地中間管理機構が行う事業で、一旦機構が買受、その後、耕作者へ売買する事業となっています。譲受人は認定農家で、申請農地は、現在耕作している農地に隣接していることから、利便性が良く、今後、耕作を行うことから、今回、所有権の売買として申請するものです。73号では、譲受人は認定農家となっています。申請農地は、現在耕作している農地に隣接していることから、とても利便性が良く、今後、耕作を行うことから、今回、所有権の贈与として申請するものです。74号では、受人は認定農家で、申請農地は、現在耕作している農地に隣接していることから、利便性が良く、今後、耕作を行うことから、今回、所有権の売買として申請するものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等について確認したところ問題がないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

3 番	受付番号 60 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
9 番	受付番号 61 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11 番	受付番号 62 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 6 3 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 6 4 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 6 5 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたり

	<p>りこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 66 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 67 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 68 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に</p>

	<p>転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号69号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5 番	<p>受付番号70号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10 番	<p>受付番号71号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号72号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号73号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号74号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>



	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号75号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	はじめに、受付番号63号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限に該当するため、金子委員の退席を願います。
	（金子委員の退席）
	ただいまの報告及び説明に対し、受付番号63号についてのご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号63号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。金子委員

	の入室をお願いします。
	(金子委員の入室)
	引き続き、受付番号63号以外の15件について、ご質疑、ご発言をお願いします。
推進委員	72号の売買金額はいくらか。
事務局	5筆ありますが平均すると、一反当たり約8万円となっています。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号76号から80号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号76号から78号及び80号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、受付番号79号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第1種農地」は原則不許可となりますが、受付番号76号では、申請人は、昨年8月に相続が発生したことで、改めて農地等の確認をしたところ、昭和45年以前より、農地の一部を宅地として利用していることが判明したことから、今回、農家住宅敷の拡張として申請するものです。77号では、申請人は、相続を受けてから宅地として使用していた一部が、農地であることが判明し、改めて確認をしたところ、昭和45年以前より宅地利用していたことから、今回、自己用住宅敷の拡張として申請するものです。78号では、申請人は、現在、上里町の社宅に妻と二人で暮らしています。申請農地は、実家のすぐ南側に位置し、一人暮らしの母親の面倒も見られることで、とても最適地であることから、今回、自己用住宅敷として、申請するものです。79号では、申請人は、宅地への進入路部分について確認したところ、一部



	<p>ある現住宅を取り壊すことなく敷地拡張による是正のための農地法4条許可申請の提出を致します。なお、この度の申請は適法とするためのものであり、新たに建築行為等を行う予定はありません。私共のこのような状況をご理解のうえ、ご考慮いただきまして、許可下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号78号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私達夫婦は6年前、婚姻と同時に社宅に入りました。本社勤務になりでの借家住まい生活が始まりました。私の勤めている会社はと申しまして全国に200店舗を超える企業です。いずれ転勤になることは承知の上ですが、来年には50歳になるため居住地を固める考えになりました。私の母が高齢で実家に一人で住んでいるため将来のことも考え、隣接の土地を利用し専用住宅を建築しようと計画しています。申請地は、7mを超える道路に接しており合併浄化槽後の放流できる用悪水路もあり家が立ち並ぶ集落地です。私もここから小学校、中学校、高校へ通い住み慣れた土地でもあり地域の風習性もよく理解しております。以上のような理由より当地を選択し、今般の開発行為許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号79号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は農地法の手続きをすることなく、無断で農地を通路用地として長年利用してまいりましたが、今回その是正をしていきたいと申請する次第です。公道に接していた部分がわずかで、2mの接道が取れていない現状だとわかりました。別紙図面のとおり進入路を確保し、その部分を農地転用し、公道に接道できるよう申請致します。よろ</p>

	<p>しくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 80 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>下記土地は農地ではありますが、農地法について十分に理解していなかったため、昭和 20 年から 40 年頃から宅地として利用しております。今後はこのようなことがないように農地法を遵守いたしますので、今回申請する土地についてはご受理下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>
	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長	<p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第 3 号)	<p>引き続き、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、受付番号 81 号から 92 号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号 81 号、82 号、84 号から 92 号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満である「第 2 種農地」と判断しました。また、受付番号 83 号の農地区分については、生産力の高い概ね 10 ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第 1 種農地」と判断しました。なお、「第 1 種農地」は原則不許可となりますが、受付番号 81 号、83 号、84</p>

号では、自己用住宅を設けるものです。81号では、申請人は、現在、市内のアパートで妻、子の3人で暮らしています。今後の子供の成長を考え、今の住まいでは手狭となることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近年、新築の住宅が建ち並び、住環境が整っている地域で、周辺には、国道125号線も通り、交通の弁も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。83号では、譲受人は、現在、実家で母親と二人で暮らしています。今後、結婚することが決まり、自分の住宅を建築したいと考えていました。実家は老朽化が進み、建て替えも費用が高額になることから別の場所を探していたとのことです。申請農地は、既存住宅が建ち並び、周辺には、南羽生駅、須影小学校、大型ショッピングセンターがあり、とても住環境が良いとのことです。今回、譲渡人の了解も得られたことから、自己用住宅敷きとして申請するものです。84号では、譲受人は、現在の住宅が
にあり、買収されることから、新しい住宅の建築場所を探していました。申請農地は、現在の住宅からも近く、住環境を変えずに暮らせ、また、周辺には、既存宅地が建ち並び、羽生駅や商業施設、また、国道122号線が通り、とても住環境の整った場所です。このことから、建築の計画を考えたところ、地権者の了解も得られたことから、今回、申請するものです。受付番号82号、85号、86号から89号、91号及び92号では、太陽光発電施設を設けるものです。82号では、譲受人は、群馬県渋川市に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。85号から88号では、申請農地が隣接していることから、一括して説明いたします。85号では、譲受人は、東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から、86号では、東京都足立区に事務所を置き令和元年から、87号では、栃木県佐野市に事務所を置き令和元年から、また、88号では、栃木県佐野市に事務所を置き令和元年から、主に太陽光発電事業を行っている法人です。この4件の申請農地は、隣接している農地で、北側にはすでに太陽光発電施設が建ち並んでいます。また、南側は国道122号線が通っていることで、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、今回、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得ら

	<p>れたことで、申請するものです。89号では、譲受人は、東京都江東区に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。周辺は、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人了解を得られたことで、今回、申請するものです。91号では、譲受人は、現在、太陽光発電に関連した仕事を行っており、自らも太陽光発電施設を運営しているとのことです。今後も、自然エネルギーの活用により、環境問題へ貢献できるよう新たな設置場所を探していたとのことです。申請農地は、すでに東と西側に太陽光発電施設が建ち並び、農地の広がりがない場所となっています。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。92号では、譲受人は、茨城県日立市に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、利根川の堤と埼玉用水路に挟まれ、農地の集積が困難な場所となっています。また、周辺には、日光を遮る高い建物がないことで好立地であり、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。なお、すべての案件で、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号90号では、譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和56年から主に運送業を行っている法人です。近年では、倉庫業務も加わり、業績も順調に推移しているとのことです。申請農地の西側には既存倉庫がありますが、業務拡大を考え、今回、新規の倉庫を建築するため申請するものです。なお、申請農地の南側にはテント倉庫がありますが、今回、そのテント倉庫を取り壊して、新たな倉庫を建築するものとなっています。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号81号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、羽生市内の借り上げ社宅に家族で居住しています。日頃より、将来の生活等を考え、子供が小学校に入学する前に自分達の家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>受付番号82号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、上記土地に太陽光発電施設を設置したく申請致します。当社は、平成30年5月2日に設立して以来、太陽光を利用した発電業務及びその管理運営を主軸業務としております。現在の地球環境問題を考えますと、自然エネルギーによるクリーンな発電がこれまでに以上に必要になることは容易に予測されます。当社といたしましては、これまでに培ってきた太陽光発電業務の知識・技術及び経験が、自然エネルギーを利用して発電する再生可能エネルギー発展の一助となり、地球環境の保全に貢献できるよう継続的に活動をしていきたいと考えております。今回、当該申請地を</p> <p style="text-align: right;">を通して探していただき</p> <p>きました。当該農地は、現在休耕地となっており、今後もこの場所で農業を行う見込みがないとのことでしたので、土地の有効利用として当社の理念・事業が適合するか検討いたしました。その結果、周辺農地への影響も少なく、北側および東側には現在すでに太陽光発電施設が設置されており、日光を遮断する障害物も少ないことから、安定的かつ効率的に電力を供給することに問題はないと判断し、太陽光発電施設の設置を目的とした土地売買契約に至りました。ご提出の「導入シミュレーション」資料もご参照ください。なお、近隣・周辺住民の皆様には、戸別に訪問し、説明書を配布の上、太陽光発電施設設置についての説明を行い、同意が得られております。</p> <p>以上のような諸事情をご賢察の上、農地法第5条第1項による許可</p>





	<p>いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 85 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は平成 25 年 10 月 29 日に設立し、太陽光発電システム、及びその設備設計、施工、販売、管理及び保守とそれに関連する一切の事業を行っております。事業エリアは、北関東と長野県に展開し、前期売上は 70 億円を超え、これまで好調の内に推移してまいりました。本計画においては、今後とも再生可能エネルギーの推進が一層図られるものであります。当該用地については周辺に日照を遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては非常に優れた業績を期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では 2030 年までに国の電源構成のうち 22～24% を再生可能エネルギーで賄うことが目標とされております。本事業を推進していくことが、ひいては CO2 削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては別紙事業計画書の通りに本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 86 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は再生可能エネルギーによる売電事業、電力の売買、及び付随する一切の業務を主な目的として令和元年 6 月 27 日に設立いたしました。まだ設立から間もないですが、現在弊社名義の経済産業省による太陽光発電設備認定を複数箇所取得しており、今後北関東をはじめ長野も視野に入れた地域で太陽光発電事業太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平たん地であり、なおかつ周辺に日照を遮るような建物が存</p>

	<p>在しないことから、太陽光発電事業としては非常に優れた業績を期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では2030年までに国の電源構成のうちます。本事業を推進していくことが、ひいてはCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては別紙事業計画書の通りに本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号87号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は再生可能エネルギーによる売電事業、電力の売買、及び付随する一切の業務を主な目的として令和元年6月27日に設立いたしました。まだ設立から間もないですが、現在弊社名義の経済産業省による太陽光発電設備認定を複数箇所取得しており、今後北関東をはじめ長野も視野に入れた地域で太陽光発電事業太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、なおかつ周辺に日照を遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては非常に優れた業績を期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では2030年までに国の電源構成のうちます。本事業を推進していくことが、ひいてはCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては別紙事業計画書の通りに本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号88号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>当社は再生可能エネルギーによる売電事業、電力の売買、及び付随する一切の業務を主な目的として令和元年6月27日に設立いたしました。まだ設立から間もないですが、現在弊社名義の経済産業省による太陽光発電設備認定を複数箇所取得しており、今後北関東をはじめ長野も視野に入れた地域で太陽光発電事業太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平たん地であり、なおかつ周辺に日照を遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては非常に優れた業績を期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では2030年までに国の電源構成のうちです。本事業を推進していくことが、ひいてはCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては別紙事業計画書の通りに本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号89号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は定款にもあるように事業目的として太陽光発電に関わる事業を行っている。本案件は、現在不耕作地となっている広大な土地を太陽光発電事業を行うことで有効活用していこうという意図である。</p> <p>別添のシミュレーション結果にあるように十分な収益をあげ、投資回収の見込みも立っている。なお、今回予定している発電量は49.5kwである。本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽光発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号90号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、昭和47年、埼玉県川口市にて営業開始いたしました。昭和60年、現在の埼玉県行田市に本社を構え現在に至っております。
	解説当初は、運送業の主に下請け業務を中心に輸送業務をしており
	ました。交通網の整備、特に高速道路の整備が進むにしたがって、
	倉庫業務を含む輸送事業が主力になりました。弊社の場合は特に圏
	央道の開通により倉庫業務の依頼が多くなりました。羽生倉庫（申
	請地の西側の倉庫）は平成12年に開業いたしました。隣接土地を
	購入して倉庫を建築いたしたく、計画しておりましたが、当時はま
	だ農業をするのでと断られていました。今年になってようやく交渉
	がまとまり、農地転用の申請をする次第です。購入土地を含め約
	の土地 の倉庫を建築することができます。
	す。羽生支店の隣地倉庫 と合わせて約
	の倉庫群を一体利用することができ、売り上げは約
	50%上がります。運営管理面は、現在の人員にて賄えますので、
	弊社としてはぜひとも本計画を実行いたしたく考えております。東
	側隣接地は大沼工業団地であり、近隣には田んぼはなく、農業への
	影響はありません。倉庫群を一体利用できることは、物流基地が集
	結することになります。物流基地が集結すれば、物流の効率が上が
	り、トラックの空荷運転が減り、通行量も減少します。しいては
	CO2発生の抑制に寄与できることと思います。市街化調整区域であ
	るため、法の適応を受け、また基準を遵守し周囲の方々に迷惑のか
	からないように努めたいと思います。ご審議の程よろしくお願い申
	し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号91号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	このたび、太陽光発電施設の設置をしたく、農地転用許可申請の理
	由書を提出いたします。私は、7年前から太陽光事業の仕事に従事
	しており、現在は太陽光発電事業を販売する会社を経営しています。
	お客様により良いものを提案できるように、2年前に野立て太陽光
	発電事業として、 に1基、 に2基目の野

	<p>立て太陽光発電事業をしています。事業拡大のためさらなる発電所を考えています。お客様のエリアが千葉県木更津地域、成田地域、埼玉県熊谷地域、羽生地域がメインであり、お客様の太陽光の管理、メンテナンス事業も行っています。お客様により近い場所で自らも発電事業を行うことにより、お客様により良いものが提案でき、管理することができるため、私の管理している地域で太陽光発電事業に適した土地を探していました。特に埼玉県の熊谷、羽生地域に関しては、昨年6案件のお客様に太陽光発電設備を設置することができたことがきっかけではありますが、私自身もこの地域で太陽光発電事業ができればという思いが強くなりました。今回の申請地は私のお客様にご紹介して頂き、現況農地ではありますが、今後は休耕になる予定であり、両隣はすでに太陽光設備があります。閑静な集落地であり近隣農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もありません。地権者様においては、今後は事業縮小として農地を考えています。このような理由から太陽光発電を設置するにあたり最適な場所と考え、今回の農地転用許可申請に至ります。また、太陽光事業に関しては、20年間の固定価格買取制度があり、長い年月を費やし、今後自然災害も増えることが予想されるため、管理・メンテナンスは必須になります。近隣周辺の皆様にご迷惑をかけることが一番重要ではありますが、それと同時に電気は日々の生活に欠かすことができない重要な資源でもあります。万一災害等で停電になった際に自然エネルギーが生み出す太陽光発電が地域の社会貢献に役立つことができればという願いもあります。以上のことをご理解いただき、処理していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号92号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、定款の事業目的にもあるように、自然エネルギーを利用した発電事業を行う会社である。申請地は、立地条件的に太陽光発電に適した土地であり、CO2削減という社会的な要請もあり、この土地を太陽光発電で有効活用していこうという意図である。なお、今回予定している発電量は49.5kwである。本案件にかかる土地については、立地面や首位の環境面から太陽光発電を行うに適した</p>

	環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽光発電は売買価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
11番	85～88の太陽光の売買金額はいくらか。
事務局	それぞれ一反当たり、332万円、258万円、242万円、
	334万円となっています。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第4号)	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
(議案第5号)	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第4号農地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)及び議案第5号農地利用集積計画(案)(使用貸借権設定)については、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号の番号12号、15号から38号、議案第5号の番号50号及び52号から56号については、農業委員委員会等に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、「宇野木委員、柿沼委員、平井委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	議案第4号、農地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)及び議案第5号、農地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)については、一括説明させていただきます。まず、農地利用集積計画についてご説明いたします。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りを安心して行う仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、農地の貸借などを安心して行えるようにするものです。有利な点として、農地を貸しても、借りても農地法の許可がいらず、手続きが容易となっていることです。また、農地を貸しても、契約期間が終了すれば自動的に解約となり、離作料を払うこともなく農地は貸主に確実

	<p>に返還されます。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案となっております。それでは、議案第4号及び5号につきましてご説明いたします。11ページをご覧にいただきたいと思います。議案4号につきましては、賃貸借権の設定を行うものです。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の詳細な情報となります。16ページをご覧にいただきたいと思います。表の右下に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計43名、面積 田の計 196,877㎡ 畑の計 39,828㎡ 合計 236,705㎡となっております。つづきまして、議案第5号ですが、表の見方としては、議案第4号と同じとなり、議案第5号は、使用貸借権の設定を行うものとなっております。26ページをご覧にいただきたいと思います。表の右下側に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計68名、面積 田の計 109,150㎡ 畑の計 81,426㎡ 合計 190,576㎡となっております。以上で、議案第4号及び議案第5号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。なお、議案第4号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、「宇野木委員」及び「柿沼委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。それでは、宇野木委員・柿沼委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第5号についても、議事参与の制限等に該当するため、「平井委員」の退席をお願いします。</p>



	(平井委員の退席)
	それでは、ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。平井委員の入室をお願いします。
	(平井委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員さまの調査、審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件、住宅敷として2件、太陽光発電施設敷として1件、グループホーム敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。9件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました1月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が16件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 3月の定例農業委員会の日程について
	② 農地相談会について
	③ 台風19号義援金の寄付金控除について

議 長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和2年 2月 25日</p> <p>会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	